

2023年度 貸借対照表

(2024年 3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 頓	科 目	金 頓
(資産の部)		(負債の部)	
現 金 及 び 預 賯 金	233,057	保 険 契 約 準 備 金	1,753,461
現 金	0	支 払 備 金	15,909
預 賯 金	233,057	責 任 準 備 金	1,737,178
コ ー ル ロ ー ン	797	契 約 者 配 当 準 備 金	373
金 錢 の 信 託	1,150,856	代 理 店 借	1,584
有 働 証 券	402,352	再 保 険 借	27,921
国 債	287,500	そ の 他 負 債	3,410
地 方 債	1,780	未 払 法 人 税 等	4
社 債	12,255	未 払 金	385
株 式	121	未 払 費 用	2,610
外 国 証 券	15,372	前 受 収 益	0
そ の 他 の 証 券	85,322	預 り 金	44
貸 付 金	1,858	金 融 派 生 商 品	99
保 険 約 款 貸 付	1,858	仮 受 金	265
有 形 固 定 資 産	24	退 職 給 付 引 当 金	3,099
建 物	19	価 格 変 動 準 備 金	5,990
その他の有形固定資産	5		
無 形 固 定 資 産	3,041	負債の部合計	1,795,467
ソ フ ト ウ ェ ア	3,041		
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	0	(純資産の部)	
代 理 店 貸	10	資 本 金	56,000
再 保 険 貸	53,766	資 本 剰 余 金	46,000
そ の 他 資 産	17,288	資 本 準 備 金	46,000
未 収 金	15,583	利 益 剰 余 金	△ 15,139
前 払 費 用	651	そ の 他 利 益 剰 余 金	△ 15,139
未 収 収 益	858	繰 越 利 益 剰 余 金	△ 15,139
預 託 金	169	株 主 資 本 合 計	86,860
金 融 派 生 商 品	0		
仮 払 金	6	そ の 他 有 働 証 券 評 価 差 額 金	△ 13,298
そ の 他 の 資 産	19	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△ 13,298
繰 延 税 金 資 産	5,980		
貸 倒 引 当 金	△ 5	純資産の部合計	73,561
資 产 の 部 合 計	1,869,028	負債及び純資産の部合計	1,869,028

(注)

(1) 有価証券（金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む）の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法、取得差額が金利調整差額と認められる公社債（外国債券を含む）については移動平均法による償却原価法（定額法）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法）によっております。

その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。なお、外貨建その他有価証券のうち債券に係る換算差額については、外国通貨による時価の変動に係る換算差額を評価差額とし、それ以外の差額については為替差損益として処理しております。

(2) 責任準備金対応債券（金銭の信託において信託財産として運用している責任準備金対応債券を含む）に係るリスク管理方針の概要は、次のとおりであります。

保険商品の特性に応じて小区分を設定し、金利リスクを適切に管理するために、各小区分を踏まえた資産運用方針を策定しております。また、責任準備金と責任準備金対応債券のデュレーションが一定幅の中で一致していることを、定期的に検証しております。

なお、小区分は次のとおり設定しております。

- ① 個人保険（対象保険種類の将来支出の一定到達年齢以上部分）
- ② 積立利率型個人保険
- ③ 積立利率型定額年金保険

ただし、一部保険種類及び一部給付部分を除く。

(3) デリバティブ取引（金銭の信託において信託財産として運用しているデリバティブ取引を含む）の評価は時価法によっております。

(4) 有形固定資産の減価償却の方法は、建物については定額法により、建物以外については定率法により行っております。

(5) 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場により円換算しております。

(6) 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等について、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額した金額はありません。

(7) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、計上しております。

退職給付債務並びに退職給付費用の処理方法は以下のとおりであります。

退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定式基準
数理計算上の差異の処理年数	発生年度に全額を費用処理
過去勤務費用の処理年数	発生年度に全額を費用処理

(8) 億格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。

(9) 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産にかかる控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生事業年度に費用処理しております。

(10) 保険料は、原則として、収納があり、保険契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。

なお、収納した保険料のうち、期末時点において未経過となっている期間に対応する部分については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第2号に基づき、責任準備金に積み立てております。

(11) 保険金等支払金（再保険料を除く）は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。

なお、保険業法第117条及び保険業法施行規則第72条に基づき、期末時点において支払義務が発生しているもの、または、まだ支払事由の報告を受けていないものの支払事由が既に発生したと認められるもののうち、それぞれ保険金等の支出として計上していないものについて、支払準備金を積み立てております。

(12) 再保険収入は、再保険協約書に基づいて受領する保険金等を、元受保険契約に係る保険金等の支払時等に計上しております。

再保険料は、再保険協約書に基づいて支払う保険料等を、元受保険契約に係る保険料の収納時又は当該協約書の締結時等に計上しております。

なお、修正共同保険式再保険については、再保険協約書に基づき元受保険契約に係る新契約費相当額の一部として受け取る額を、再保険収入に計上するとともに、同額を未償却出再手数料として再保険貸に計上し、再保険契約期間にわたって償却しております。

また、再保険に付した部分に相当する一部の責任準備金及び支払準備金は、保険業法施行規則第71条第1項及び同規則第73条第3項に基づき不積立としております。

(13) 責任準備金は、期末時点において、保険契約上の責任が開始している契約について、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険業法第116条第1項に基づき、保険料及び責任準備金の算出方法書（保険業法第4条第2項第4号）に記載された方法に従って計算し、積み立てております。

責任準備金のうち保険料積立金については、次の①から③の方式により計算しております。ただし、変額個人年金保険の責任準備金は、平成8年大蔵省告示第48号に定める標準的方式により計算しております。

- ① 標準責任準備金の対象契約（条件変更を受けた契約を除く）については、金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）
- ② 標準責任準備金の対象とならない契約（条件変更を受けた契約を除く）については、平準純保険料式
- ③ 条件変更を受けた契約については、変更後の条件に従った計算基礎及び保険料払込年数をチルメル期間としたチルメル式の返戻金の額に基づき、平成8年大蔵省告示第48号に定める方式に準じた平準純保険料式

なお、責任準備金については、保険業法第121条第1項及び保険業法施行規則第80条に基づき、毎決算期において責任準備金が適正に積み立てられているかどうかを、保険計理人が確認しております。

責任準備金のうち危険準備金については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第3号に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。

- (14) 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間（5年）に基づく定額法により行っています。
- (15) 株式会社T & Dホールディングスを通算親会社として、グループ通算制度を適用しております。
また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。
- (16) 重要な会計上の見積りに関する事項は次のとおりであります。

① 責任準備金

イ. 当事業年度の計算書類に計上した額

(単位：百万円)

	当事業年度
責任準備金	1,737,178
責任準備金繰入額	107,608

ロ. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

i. 算出方法

「貸借対照表注記（13）」に記載のとおりであります。

ii. 主要な仮定及び翌事業年度の計算書類に与える影響

保険料及び責任準備金の算出方法書に記載された計算前提（予定発生率・予定利率等の基礎率）が、直近の実績と大きく乖離することにより、将来の債務履行に支障を来すおそれがあると認められる場合には、保険業法施行規則第69条第5項に基づき、追加の責任準備金を計上する必要があります。

② 固定資産の減損

イ. 当事業年度の計算書類に計上した額

(単位：百万円)

	当事業年度
減損損失	—

ロ. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

i. 算出方法

保険営業等の用に供している固定資産について、保険営業等全体で1つの資産グループとしております。

減損の兆候がある場合には、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回った際に減損損失を認識し、帳簿価額から回収可能価額（割引後の将来キャッシュ・フローと正味売却価額のいずれか大きい方）を控除した額を当期の損失として計上しております。

ii. 主要な仮定及び翌事業年度の計算書類に与える影響

減損の認識の判定に用いる割引前将来キャッシュ・フローの主要な仮定は、中期計画等に基づく保険営業活動から生じる損益を使用しております。

主要な仮定である保険営業活動から生じる損益が悪化し、割引前将来キャッシュ・フローが変動した場合、減損損失を計上する可能性があります。

- (17) 金融商品の状況及び時価等に関する事項については、次のとおりであります。

① 金融商品の状況に関する事項

イ. 金融商品に対する取組方針

当社は、乗合代理店チャネルを通じた生命保険販売に特化した生命保険会社です。保険料として收受した金銭等を有価証券等の金融資産にて運用しております。資産運用に際しては、負債特性やリスク許容度を考慮し、確定利付資産によるキャッシュ・フロー・マッチングを主体としたポートフォリオの構築を通じて、金利リスクを抑制する方針としています。

デリバティブ取引は、現物の確定利付資産によるキャッシュ・フロー・マッチングを代替すること、及び、変額個人年金保険に係る最低保証リスクをヘッジすること目的として利用しております。

ロ. 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する主な金融資産は、有価証券、金銭の信託及び貸付金であります。

一般勘定における有価証券（金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む）の種類は、主に国内公社債及び外国公社債であり、安定的な収益確保、流動性確保等を目的に保有しております、金利等の相場変動による市場リスク及び流動性リスクに晒されております。

特別勘定における有価証券の種類は、主に投資信託であり、個人変額保険および変額個人年金保険の主たる投資対象として保有しております。特別勘定の資産に係る市場リスク等は基本的に保険契約者に帰属することになりますが、変額個人年金保険契約のうち最低保証を付している部分は、一部そのリスク（最低保証リスク）が当社に帰属しております。

デリバティブ取引は、変額個人年金保険に係る最低保証リスクの軽減のため、その対象となる特別勘定内における現物資産の一定割合以上の価格下落によるリスクをヘッジする目的で、金銭の信託内においてオプション取引を行っております。

貸付金は、保険契約者に対する保険約款貸付でありますが、解約返戻金の範囲内で行っており、信用リスクは僅少であります。

ハ. 金融商品に係るリスク管理体制

i. 全般的なリスク管理体制

当社では、生命保険事業の社会公共性等に鑑み、経営の健全性及び適切性を確保するため、リスクを的確に把握管理していくことを経営の重要課題のひとつとして位置づけ、株式会社T&Dホールディングスが策定した「グループリスク管理基本方針」に準拠した「リスク管理基本方針」を制定し、各種リスクを統括管理するためのリスク管理体制を整備しております。

組織面では、リスク管理に関する一元的な体制の確立やリスク管理の徹底を期することを目的としてリスク統括会議を設置するとともに、リスクを統合的に管理するため、リスク統括部門として業務執行部門から独立したリスク管理部の設置、資産運用部門の投融資執行と事務管理の権限の分離、内部監査部による内部監査の実施など、内部牽制が働く体制としております。

また、ALM委員会を設置し、資産・負債に関わる収益及びリスクの総合管理（ALM）を適切に実施しております。

ii. 市場リスクの管理

「市場リスク管理方針」及び「市場リスク管理規程」に基づき、バリュー・アット・リスク（VaR）による予想損失額を測定するなど市場リスクの把握・分析を行っております。

iii. 信用リスクの管理

「信用リスク管理方針」及び「信用リスク管理規程」に基づき、個別取引ごとに、事前の厳正な審査及び事後のフォローを実施するとともに、極度な与信集中を回避するための与信枠の設定、与信先の信用ランクをもとに予想損失額を測定するなど信用リスクの把握・分析を行っております。

iv. 流動性リスクの管理

「流動性リスク管理方針」及び「流動性リスク管理規程」に基づき、市場の混乱等に備えるために、一定期間内に現金化が可能な資産を確保するなど、流動性リスクの未然防止・軽減を図っております。

ニ. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

② 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度末における金融商品の貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（（注）参照）。

また、現金及び預貯金、コールローン、債券貸借取引受入担保金等は主に短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
イ. 金銭の信託	1,150,856	1,078,154	△ 72,701
i 運用目的	3,126	3,126	—
ii 満期保有目的	28,138	25,329	△ 2,809
iii 責任準備金対応	927,158	857,265	△ 69,892
iv その他	192,432	192,432	—
ロ. 有価証券	402,230	418,061	15,830
i 売買目的有価証券	76,974	76,974	—
ii 満期保有目的の債券	168,589	177,294	8,704
iii 責任準備金対応債券	126,577	133,703	7,126
iv その他有価証券	30,089	30,089	—
ハ. 貸付金	1,858	2,176	318
保険約款貸付	1,858	—	—
貸倒引当金(*1)	△ 0	—	—
資産計	1,554,945	1,498,393	△ 56,552
金融派生商品(*2) ヘッジ会計が適用されていないもの	△ 99	△ 99	—
金融派生商品計	△ 99	△ 99	—

(*1) 貸付金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「ロ. 有価証券 iv その他有価証券」には含めておりません。

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式(*)	121
合計	121

(*) 非上場株式については、市場価格がないことから「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

③ 金融商品の時価のレベルごとの内訳に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

イ. 時価をもって貸借対照表計上額とする金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	3,061	192,498	—	195,559
運用目的	3,061	65	—	3,126
その他	—	192,432	—	192,432
有価証券	15,938	91,126	—	107,064
売買目的有価証券	—	76,974	—	76,974
外国証券	—	27	—	27
外国その他の証券	—	27	—	27
その他の証券	—	76,947	—	76,947
その他有価証券	15,938	14,151	—	30,089
公社債	14,985	1,967	—	16,952
国債	14,985	—	—	14,985
地方債	—	1,780	—	1,780
社債	—	187	—	187
外国証券	953	3,808	—	4,761
外国公社債	953	3,808	—	4,761
その他の証券	—	8,375	—	8,375
金融派生商品	—	0	—	0
通貨関連	—	0	—	0
資産計	18,999	283,624	—	302,624
金融派生商品	—	99	—	99
通貨関連	—	99	—	99
負債計	—	99	—	99

ロ. 時価をもって貸借対照表計上額としない金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	882,595	—	—	882,595
満期保有目的	25,329	—	—	25,329
責任準備金対応	857,265	—	—	857,265
有価証券	291,969	19,028	—	310,997
満期保有目的の債券	158,266	19,028	—	177,294
公社債	158,266	12,042	—	170,309
国債	158,266	—	—	158,266
社債	—	12,042	—	12,042
外国証券	—	6,985	—	6,985
外国公社債	—	6,985	—	6,985
責任準備金対応債券	133,703	—	—	133,703
公社債	130,211	—	—	130,211
国債	130,211	—	—	130,211
外国証券	3,491	—	—	3,491
外国公社債	3,491	—	—	3,491
貸付金	—	—	2,176	2,176
保険約款貸付	—	—	2,176	2,176
資産計	1,174,564	19,028	2,176	1,195,769

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託

主として有価証券で運用する金銭の信託は有価証券と同様な方法により算定した価額をもって時価としており、構成物のレベルに基づき時価を分類しております。

また、上記以外に、金銭の信託内において為替予約取引、通貨オプション取引及び株価指数オプション取引を利用してあります。

為替予約取引について、時価の算定は金融派生商品と同様な方法によっております。

通貨オプション取引及び株価指数オプション取引については、市場における相場価格又は観察可能な市場データに基づき算定された価格等を時価としており、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価、そうでない場合にはレベル2の時価に分類しております。
有価証券

債券は観察可能な取引価格等を時価としており、活発な市場における無調整の取引価格等を利用できるものはレベル1、観察可能な取引価格等を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。

また、投資信託は市場における相場価格又は業界団体や投資信託委託会社が公表する基準価額等を時価としており、活発な市場における無調整の取引価格等を利用できるものはレベル1、そうでない場合にはレベル2の時価に分類しております。

貸付金

保険約款貸付は、過去の実績に基づく返済率から生成した将来キャッシュ・フローを、リスク・フリー・レートで割り引いて時価を算定しており、観察できないインプットを用いていることからレベル3の時価に分類しております。

金融派生商品

為替予約取引は、先物為替相場等を使用しており、レベル2の時価に分類しております。

(18) 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は、65,003百万円であります。

(19) 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権の額は、29百万円であります。

なお、それぞれの内訳は次のとおりであります。

① 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は11百万円であります。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

② 債権のうち、危険債権額はありません。

なお、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しない債権であります。

③ 債権のうち、三月以上延滞債権額は17百万円であります。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として三月以上延滞している貸付金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権に該当しないものであります。

④ 債権のうち、貸付条件緩和債権額はありません。

なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権に該当しないものであります。

(20) 有形固定資産の減価償却累計額は85百万円であります。

(21) 特別勘定の資産の額は81,791百万円であります。なお負債の額も同額であります。

(22) 関係会社に対する金銭債権の総額は22百万円、金銭債務の総額は21百万円であります。

(23) 繰延税金資産の総額は、11,148百万円、繰延税金負債の総額は、4,066百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は、1,101百万円であります。

繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券評価差額金4,998百万円、保険契約準備金2,183百万円、価格変動準備金1,675百万円、退職給付引当金866百万円であります。

繰延税金資産から評価性引当額として控除された額のうち、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額は275百万円、将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額は826百万円であります。

繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、為替差損益4,066百万円であります。

繰延税金資産から評価性引当額として控除された額の主な変動の理由は、税務上の繰越欠損金の減少であります。

税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額は次の通りであります。

(単位：百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超	合計
税務上の 繰越欠損金(※)	—	—	—	—	—	275	275
評価性引当額	—	—	—	—	—	△ 275	△ 275
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(※) 税務上の繰越欠損金は、地方税（住民税）にかかる法定実効税率を乗じた額であります。

(24) 当事業年度における法定実効税率は27.97%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、差異の原因となった主な項目別の内訳の注記を省略しております。

(25) 契約者配当準備金の異動状況は次のとおりであります。

当期首現在高	402百万円
当事業年度契約者配当金支払額	31百万円
利息による増加等	0百万円
契約者配当準備金繰入額	1百万円
当事業年度末現在高	373百万円

(26) 担保に供している資産の額は、有価証券（国債）61,420百万円、有価証券（外国証券）3,582百万円であります。

また、担保付債務の額はありません。

なお、上記有価証券は、有価証券担保付有価証券貸借取引により差し入れた有価証券65,003百万円であります。

(27) 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という）の金額は4百万円であり、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という）の金額は1,384,985百万円であります。

(28) 1株当たりの純資産額は45,976円05銭であります。

(29) 平成8年大蔵省告示第50号第1条第5項に規定する再保険契約に係る未償却出再手数料の当事業年度未残高は25,364百万円であります。

(30) 退職給付債務に関する事項は次のとおりであります。

① 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職年金制度及び退職一時金制度を設けております。

② 確定給付制度

イ. 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	3,398百万円
勤務費用	44百万円
利息費用	12百万円
数理計算上の差異の当期発生額	△ 15百万円
退職給付の支払額	341百万円
過去勤務費用の当期発生額	—
その他	—
期末における退職給付債務	3,099百万円

ロ. 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

当社は年金資産を有しておりません。

ハ. 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

積立型制度の退職給付債務	—
年金資産	—
非積立型制度の退職給付債務	3,099百万円
未認識数理計算上の差異	—
未認識過去勤務費用	—
その他	—
退職給付引当金	3,099百万円

ニ. 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	44百万円
利息費用	12百万円
期待運用収益	—
数理計算上の差異の当期の費用処理額	△ 15百万円
過去勤務費用の当期の費用処理額	—
その他	—
確定給付制度に係る退職給付費用	<u>42百万円</u>

ホ. 年金資産の主な内訳

当社は年金資産を有しておりません。

ヘ. 長期期待運用収益率の設定方法

当社は年金資産を有しておりません。

ト. 数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎は以下のとおりであります。

なお、割引率は加重平均による率を記載しております。

割引率	0.66%
長期期待運用収益率	—

③ 確定拠出制度

当社は確定拠出制度を設定しておりません。

2023年度 損益計算書

[2023年 4月 1日から
2024年 3月 31日まで]

(単位 : 百万円)

科 目					金額
経常収益					1,028,260
保険料等収入					917,540
保険収入					784,006
再保険収入					133,533
資産運用収入					106,264
利息及び配当金等収入					5,557
預貯金利息・配当金等収入					53
有価証券利息・配当金等収入					5,304
貸付金利					62
その他の利息配当金					138
金銭の信託運用					77,413
有価証券売却					448
為替差益					5,239
その他の運用収入					0
特別勘定資産運用					17,605
その他の経常収入					4,455
年金特約取扱受入					4,137
保険資金据置受入					7
退職給付引当金戻入					298
その他の経常収益					12
経常費用					1,020,955
保険金等支払					878,574
保険金					66,719
年金					11,296
給付					18,281
解約返戻					173,483
その他の返戻					2,993
再保険					605,799
責任準備金等繰入					109,578
支払準備金繰入					1,969
責任準備金繰入					107,608
契約者配当金積立利息繰入					0
資産運用					2,037
支払利息					0
有価証券売却					1,425
金融商品購入					478
融資引当金繰入					2
その他の運用費					130
事業費用					24,771
その他の経常費用					5,992
保険金据置支払					1
税金					4,775
減価償却					978
その他の経常費用					237
経常利益					7,305
特別利益					2
固定資産処分益					2
特別損失					634
固定資産処分損					0
価格変動準備金繰入					634
契約者配当準備金繰入					1
税引前当期純利					6,671
法人税及び住民税					530
法人税等調整合計					1,328
法人税等純利					1,859
当期純益					4,812

(注)

- (1) 関係会社との取引による費用の総額は 393 百万円であります。
- (2) 有価証券売却益の主な内訳は、国債等債券 448 百万円であります。
- (3) 有価証券売却損の主な内訳は、国債等債券 1,425 百万円であります。
- (4) 支払備金繰入額の計算上、差し引かれた出再支払備金繰入額の金額は 1 百万円、責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額の金額は 639,824 百万円であります。
- (5) 金銭の信託運用益には、評価益が 53,609 百万円含まれております。
- (6) 金融派生商品費用には、評価損が 478 百万円含まれております。
- (7) 1 株当たりの当期純利益は 3,007 円 52 銭であります。
- (8) 再保険収入には、平成 8 年大蔵省告示第 50 号第 1 条第 5 項に規定する再保険契約に係る未償却出再手数料の増加額 14,174 百万円を含んでおります。
再保険料には、平成 8 年大蔵省告示第 50 号第 1 条第 5 項に規定する再保険契約に係る未償却出再手数料の減少額 12,855 百万円を含んでおります。
- (9) 当事業年度における関連当事者との重要な取引はありません。